

年金引落しの方で介護保険料の納め忘れはありませんか？

年金受給者現況届けを期限までに提出できず、一時的に年金が支給されなかった経験はありませんか？

この場合、介護保険料も年金からの引落し（特別徴収）が止まってしまいます。

その後年金の支給は再開されても、引落しはすぐに再開できないため、その間は納付書を送り送りますが、年金から引かれていないかと思い、そのまま（滞納）になってしまうケースが増えていきます。

2年を過ぎると納めることができなくなり、介護保険サービスを利用する際の負担も増えてしまう場合があります。

- ◇不安な方は、税務課に問い合わせください。
- ◇問合せ
☆保険料納付について
本 税務課 ☎(21)2131
- ☆保険料賦課（計算）について
本 税務課 ☎(21)2123
- ☆介護保険制度について
本 高齢福祉課 ☎(21)2531



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

◇控除対象 その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料。

◇年末調整や確定申告の際、添付が義務付けられているもの
H22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ送付する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（11月上旬に日本年金機構本部から送付）

※10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

◇問合せ
栃木年金事務所 ☎(22)6074

平成22年分年末調整説明会

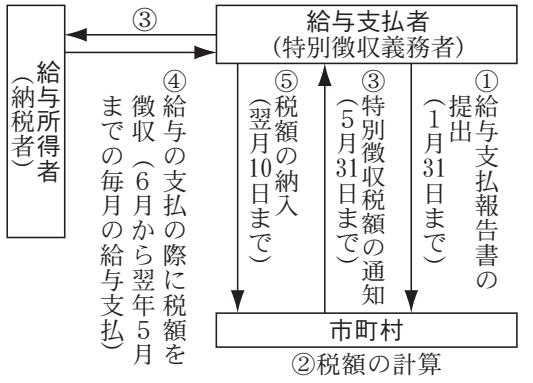
対象	日時	場所
小山市 下野市 野木町	11月15日(月) 午前10時～11時45分 午後2時～3時45分	小山文化センター (小山市中央町)
栃木市 岩舟町 壬生町	11月18日(木) 午前10時～11時45分 午後2時～3時45分	栃木文化会館 (旭町)

- ◇日程等
- ※栃木市の日時に不都合の場合、他市町会場でも出席できます。
- ◇持ち物
- 年末調整のしかた
- 法定調書の作成と提出の手引
- ◇問合せ
栃木税務署 ☎(22)0885
本 税務課 ☎(21)2125

給与支払者の方へ

給与所得者の市県民税については、地方税法の規定により、給与支払者（事業者）が、給与支払の際に毎月徴収して、市町村に納入することになっていきます。

【特別徴収の制度】



従業員は所得税は給与から源泉徴収しているけれども、市県民税は徴収していないということはありますか。そのような給与支払者には、県税事務所と協働で市県民税の特別徴収を行っていただくよう、指導をさせていただきます。

◇問合せ
本 税務課 ☎(21)2124

11月の納付

- ★普通徴収（納期限11月30日）
- 固定資産税 4期分
- 国民健康保険税 5期分
- 介護保険料 5期分
- 後期高齢者医療保険料 5期分

11月11日～17日は「税を考える週間」です。今年「IT化・国際化と税」をテーマに、国税庁が取り組んでいる各種施策を紹介します。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

<IT化を通じた納税環境の整備>
申告・納税の際の納税者の利便性の向上を図るため、IT化を通じた納税環境の整備を進めています。具体的には、国税電子申告・納税システム（e-Tax）のほか、確定申告書等作成コーナー、タックスアンサー（よくある税の質問）、動画と図解で解説するインターネット番組（Web-TAX-TV）など、税に関する情報を国税庁ホームページで提供しています。

<国際化への対応>
国際化への対応として、国際的租税回避への対応をはじめとした適正・公平な課税の実現のための取組や国際的な二重課税の防止等のための相互協議、租税条約に基づく情報交換を行っています。また、開発途上国への技術協力をはじめとした各国税務当局との協力・協調にも取り組んでいます。